

各国の市中金利規制方式とその運用状況

1. は し が き

戦前わが国の市中預貸金金利は、預金金利の最高限度、貸出金利の最低限度につき、それぞれ市中の自主協定が結ばれ、そのわく内で自由に変動していたが、戦後は独占禁止法との関係から協定が廃棄され、これに代るものとして臨時金利調整法が制定され、その規制に服することとなつた。そして現在では、預金貸出金利ともその最高限度を日本銀行政策委員会が、大蔵大臣の発議、金利調整審議会への諮問を経て定める建前となっており、その範囲内で貸出金利についてのみ市中の申合せによる自主規制が実施されているのが実情であるが、最近このような方式が金融制度調査会において問題となっており、また金融正常化の観点から再検討を望む声も聞かれるに至っている。これについてみられる意見には、金利は本来資金の需給によつて自然的に形成されるものであり、金利協定を独占禁止法の例外とし、法規制を廃止してその決定を市中の自主協定にゆだねるべきこと、法規制が残るとしても、公定歩合との関係から大蔵大臣の発議権は廃止すべきことなどがあるが、一方において金利は産業界その他に及ぼす影響が大きく公共的見地および政策的見地から政府が統制すべきものとの有力な見解もある。後者の考え方は戦時中ないし戦後インフレ期の価格統制的規制の流れをくむものであるが、問題は金利の性格、とくにパラメーターとしての機能をどう考えるかによるところが少なくない。そのいかによつて金利規制の必要の程度、規制を行なう場合の趣旨、目的についての考え方は異なることになろうし、規制方式の具体的内容や自主協定ないし公定歩合との関連などに関する見解もかなり相違する結果となろう。本稿はこの問題について、諸外国の市中金利の決定方式、規制が行なわれてい

る場合の趣旨、程度、運用などについて調査したものであり、以下米、英、独、仏など20か国についてその大要を概観することとしたい。

2. 米国および英国

はじめに世界の国々の中にあつて、最も正常な金融制度を有する国とみなされている米国および英国についてふれることとする。

まず米国は、預金貸出金利ともその最高限度が法的に規制されているが、その限度内で両金利とも自由に変動するという形態をとつている。まず預金金利は連邦準備法第19条の規定に基き同制度理事会が加盟銀行の定期および貯蓄預金金利の最高限度を定める権限を（加盟銀行の預金残高は全商業銀行預金残高の9割弱）、また連邦預金保険法第18条により連邦預金保険会社取締役会が同制度加入非加盟銀行の預金金利の最高限度を規制する権限を有しているが、後者の定める最高限度は連邦準備制度理事会の定めるそれと事実上同率となつている（同制度加入銀行の預金残高は全商業銀行預金残高の99%）。また貸出金利は州法銀行法により州法銀行貸出金利の最高限度が法定され、また国法銀行法により、国法銀行貸出金利は当該銀行所在州の州法銀行法に規定された最高限度をもつて最高とし、州法銀行法に規定がない場合に限り国法銀行法の定めるところに従わねばならぬ旨規定されている。

このうち前者の預金金利の規制は、銀行が預金獲得のため不当に高い金利を付し、それによる収益の減少を危険な貸出や投資による高収益によつて補おうとすることのないよう銀行間の過当競争の防止を目的として金融恐慌後に設けられたものであり、後者の貸出金利の最高限度の法定は、わが国でいう利息制限法的な見地のもとに古くから存在したものであつて、ともに金融情勢などによ

つて限度がひんぴんと変更されるような性質のものではなく（預金金利の限度変更はまれであり、貸出金利の限度は全く変更されていない）、また両者はあくまでも最高限度を規制するものであつて、実際の預貸金金利はこのわく内で金融情勢の繁閑に応じかなり自由に変動している。まず預金金利についてはその性格上財務省証券と競合関係にある短期大口預金をはじめとして全般的に相当ひんぱんに変更されており、また銀行によつて相違するのみならず同一銀行でも顧客の種類によつて異なる金利が適用されている。また貸出金利については、そのうち一般事業貸出金利は同一銀行でも借り手の規模、信用度、資金の使途、期間、担保の種類などによつて相違しているのはもちろん、大銀行と中小銀行との間、東部とその他の地域との間などによつても異なつており、その間なんらの協定もなく、各銀行が個々に決定することとなつている。また短期優良事業貸出に対して課せられるプライム・レートは、ニューヨーク所在大銀行のうち1行または2行が先鞭をつけて変更を公表すると他行も大体これに追随するが、これとても銀行間に協定があるわけではなく、主として競争関係によるものとされている。

このように金利が自由に変動するような体制のもとにあつては、金融情勢が変化すれば各種の金利もそれにつれておのずと変動することとなるが、その間公定歩合とこれら市中金利とは、一方において公定歩合が市中金利を左右する金融情勢に応じて上下されるとともに、他方において市中金利も、たとえばプライム・レートの変更が通常公定歩合の上下を契機として行なわれるといったように公定歩合と密接な関連のもとになされておられ、各種の金利はおのずと整然たる金利体系を形成するに至つている。

次に商業銀行の預金貸出金利が市中において自主決定されている典型的な事例として英国をあげることができる。まず預金金利については、すでに19世紀中葉ころより交換所加盟銀行間で相互の過当競争防止の見地から自主的に協定されるよう

になつており、現在では公定歩合に比し2%安（利付預金は告知期間7日の通知預金のみ）と定められている。一方貸出金利は、本来個々の取引につき各銀行自体が顧客との折衝により定めるべきものとされ、顧客の信用状況や貸出の性格により弾力的に種々のレートが付される建前となつているが、一流法人企業向けは公定歩合に対し0.5%高、その他法人企業向けは1.0~1.5%高といった具合に公定歩合との関連において変更されるような慣行が今世紀初頭来できあがつている。預貸金金利とも法的規制によらず市中の自主決定にゆだねながら、しかもそのおのおのが公定歩合にリンクし、公定歩合の変更とともに上下される仕組みとなつているのがその特徴といえよう。

3. その他の欧米諸国

米国および英国を除くその他の欧米諸国は、これを米英両国とくに英国のように法的規制をなんら設けることなく市中の自主決定にゆだねている国と、銀行監督機関が存在し、これが中央銀行との協力のもとに主として市中の協定を承認するという形で規制を行なつている国とに大別することができる。前者にはスイス（注1）、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、カナダ（注2）、などの諸国が属し、後者には西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギーなどの諸国があげられるが、本節ではこのうち主として後者の国々を取り上げることとする。

（注1） ス イ ス

預貸金金利の決定は市中の自主協定にゆだねられているが、中期の金融債である預金証券については、中央銀行は銀行法第10条によりその金利引上げが望ましくないと判断したとき、その旨勧告しうる権限を有している。この勧告権は強制力を持たないが、中央銀行の勧告が無視されたような事例はない。

（注2） カ ナ ダ

カナダでは貸出金利の最高限度のみが銀行法に法定されている（預金金利は自由）。この法定限度は1934年に設けられ、1944年に一度変更されたが、以後現在に至るまで変更されたことがなく、そのわく内で市中において自由に決定変更されており、この点米国の場合と同様である。

まず西ドイツでは1931年の金融恐慌後、過当競争の防止など銀行業務の健全性維持のため、これに対する公的な監督が行なわれることになり、銀行監督法規たる金融組織法（1934年）が制定されるとともに政府、中央銀行代表者からなる銀行監督局が設置された。同局はその他の監督権限とともに同法第36条の規定により、金利および不公正競争の規制に関する金融機関首脳会議の議決を一般的拘束力があるものと宣言することができ、また議決が成立しないか、もしくは不相当と認められるような例外的な場合には、中央銀行理事会の同意を得て命令を発しうることとなつた。

本規定に基き、まず基本的な協定として1936年12月に総括協定、預金金利協定、貸出金利協定、ならびに競争回避協定などが首脳会議において議決され、これが一般的拘束力あるものと宣言された。これらの基本的な協定は、金利の決め方、その内容、預金の種類など個別的な協定の基礎となる事項を詳細に定めたものであり、事実上金利に関する不公正競争の規制に重要な役割を果たしたものである。そして以後これを基礎として、その時々々の経済情勢、とくに公定歩合の変更に従つて（貸出金利は公定歩合に一定率を加算）、具体的な最高金利が議決され、そのつど一般的拘束力あるものと宣言されてきた。

戦後もこの規定自体は有効であるが、占領軍のカルテル協定禁止措置に伴い協定の承認という従来の方法に疑義が生じたこと、ならびに銀行監督権限が州銀行監督局に分轄されたことなどもあつて実際上の取扱方としては、金利の変更はまず金融機関首脳会議のメンバーから組織される中央信用委員会これを討議し、その結論がさらに銀行監督特別委員会（各州銀行監督局のほか連邦関係当局、中央銀行代表参加）で検討された上、その決議が各州監督局に提案され、そこであらかじめ中央銀行の同意を得た上、最終的に決定される建前となつている。

このような戦前の金融組織法を実情に即したものにするためその改正法案を目下議会で審議中で

あるが、協定承認という従来の方式では、競争制限禁止法に規定された連邦カルテル局の同意を必要とするか否かにつき法制上の疑義が生ずるため、連邦監督局は事前に金融機関首脳会議の意見を聴取し、さらにブンデスバンクの同意を得た上で預金貸出の条件に関する命令を発することができるという方式となる模様であり、事前の意見聴取のかたちで市中の自主性尊重が図られることとなつている。

また中央銀行の公定歩合政策との関係では、金利変更の過程において中央銀行の金利政策が反映されるような仕組みとなつていること、とくに貸出金利については公定歩合に一定率を加算して決められる方式となつていることなどにより監督局の存在が中央銀行の金利政策を制約することのないよう十分に配慮されている。

この点改正法案において、連邦監督局は預金貸出の条件に関する命令を発することができるが、とくに最高金利の決定は「ブンデスバンクの金融政策をたすけ」るようブンデスバンクの同意を得た上で行なわねばならぬものとし、通貨当局としての中央銀行の立場が法文上明確に尊重されており、注目を要するところである。

なお西ドイツの隣国であるオーストリアについては詳細は不明であるが、西ドイツと類似の銀行監督制度を有していること、ならびに中央銀行法規上理事会の権限の一つに「信用制度を規制する法律に基き本銀行の意見諮問を必要とするあらゆる場合においてその態度を決定すること」と定められていることなどにより西ドイツの場合と大差ない制度が行なわれているものと思われる。

次にフランスでは貸出金利の最低、預金金利の最高につき国家信用審議会が規制を行なつているが、最低金利以上の貸出金利は市中の自主協定により定められている。同審議会は大蔵大臣を議長、フランス銀行総裁を副議長とし、政府金融機関、その他各界の代表より構成され、信用政策に関し政府の諮問に応ずるとともに、また政府ないし市中金融機関に対し建議、提案、勧告などを行

なう機関であり、市中金利規制については1945年の信用組織法第13条により非国有化銀行ならびに国有化銀行の手数料を提議しうることと定められている。

この規定に基き同審議会は貸出金利の最低限度、預金金利の最高限度に関する規則を定め、これを銀行協会に諮問しその同意を得た上で、また銀行協会の同意がない場合に限り大蔵大臣の承認を得て、その規則を実施しているが、貸出金利の最低限度は公定歩合に関連して定められ（商業手形金利は公定歩合に一定率加算）、公定歩合が動かされればそれにつれて上下する仕組みとなっており、そのほか最低限度以上は市中の協定により種々のレートが定められている。また預金金利については同会の定める最高限度がおおむねそのまま実効金利となつている模様であるが、1956年ごろ銀行間の激しい預金獲得競争から規制外の長期預金金利が顕著な上昇を見せ、その抑制のため銀行間で協定が締結されたことがあつた。このような状況にかんがみ同審議会は長期預金利子を含めた預金利子に関する新たな規則を発したが、そのさい審議会は既存の銀行間の協定と現実の金利の動きを可能な限り考慮したものとされている。なお新規則の発布に先だち新たに法律が制定され、当局の発した規則に違反した場合の罰則が定められ、審議会の金利に関する規制はようやく本格的なものとなつた。

以上のように審議会在貸出金利の最低、預金金利の最高を規制する趣旨について同会は、銀行職員に適正な報酬を与えかつ十分な準備金を積立てた上、銀行の利益と企業のそれとの調和を図ることにあると述べているが、金融機関の自主性を極力尊重しつつ競争の行過ぎを是正し、経営の健全性の擁護を主たる目的としたものであり、金利政策の観点から審議会自体が中心となつて金利を動かそうとしたものでは全くない。このことはまた先にも述べたように商業手形金利の最低限度が公定歩合に一定率を加算して定められる方式となつていることから明らかなであり、金利政策の主体

はあくまでも中央銀行たるフランス銀行にある。なおフランス銀行は審議会の事務局となつている上に、副議長である同行総裁がほとんど常時議長の職責を代行しているところからフランス銀行と国家信用審議会とは表裏一体の関係にあるとされている。

イタリアにおいても市中金利は市中の自主協定によつているが、貯蓄信用関係審議会が必要な場合はこれを規制しうることとなつている。同審議会は財務大臣を議長とし、関係各省大臣をもつて構成される銀行監督に関する最高機関であるが（事務局はイタリア銀行、同行総裁は会議に出席）、金利規制権限はその他の監督権限とともに1936年の貯蓄保護および信用規制法の第32条に基づくものであり、銀行間の競争の行過ぎを是正し、銀行経営の健全性擁護を主たる目的としたものであつた。その運営に当つてはイタリアでは同法制定以前からすでに過当競争自粛のための金利協定（預金金利の最高限度、貸出金利の最低限度、ただし貸出金利は公定歩合に一定率を加算したもの）が存在しており、市中の自主性尊重の趣旨からこの市中協定を承認するという建前をとることとなつた模様である。もつとも当局の承認は必ずしも不可欠のものではなく、たとえば戦後1953年末に当時の預金獲得競争回避のため銀行間の協定が結ばれた際、当局は好意を示したものの公式の承認はこれを行なわなかつたということがあつた。そのような場合、協定は法的拘束力を持たない紳士協定にとどまるが、当局は協定が遵守されるかどうかを見守つた上、その遵守が困難なようなときにのみ法的規制に訴えればよいわけであり、現在でも銀行間の紳士協定のみで行なわれている模様である。

このようにして協定により定められる市中金利は、預金金利の場合は必ずしも公定歩合の変更のつど動かされるわけではないが、貸出金利はその最低限度が公定歩合プラス一定率となつているところからも明らかなように公定歩合が上下されればそれにつれて変更される仕組みとなつており、

通貨当局としてのイタリア銀行の立場はいささかも制約されていない。なおイタリア銀行は、同行総裁が貯蓄信用閣僚審議会に出席するほか、同会の事務局として銀行監督、認許可事務など執行事務の一切を取り扱っているため、審議会の方針決定はイタリア銀行総裁の提出する原案に承認を与えるという形で行なわれ、イタリア銀行は同会の決定に強い影響力を及ぼすものとみられている。

以上のほかベルギーでは、西ドイツ、イタリアなどとほぼ同様の見地から銀行委員会（委員はベルギー銀行、銀行協会などの推薦者中より国王任命、事務局はベルギー銀行）がベルギー銀行の同意、大蔵経済両大臣の承認を得て市中金利の最高を規制する権限を有しており、またノルウェーでは利息制限法の規定に基き国王がノルウェー銀行の同意を得て貸出金利の最高を規制しうることとなつているが、両国とも市中の自主性尊重の建前からこの権限が実際に行使された形跡はみられず、市中の自主決定によつている模様であり、また市中金利とくに貸出金利の変更が中央銀行の公定歩合の上下と密接な関連のもとになされている点は、他の欧米諸国の場合と全く同様である。

4. 後進諸国

本節でふれるのは、フィリピン、セイロン、インド、パキスタン、豪州、ニュージーランドなどの後進国であるが、これらはいずれも組織的な金融市場を欠き、金利が市場メカニズムに基いて変動することが少ないため欧米諸国にみられるように市中金利が公定歩合と密接な関連のもとに動くといった体制もできあがっておらず、中央銀行の公定歩合政策はいきおいその効果が制約されざるを得なくなる。このため中央銀行の金利政策を補完強化し、その政策遂行を円滑ならしめようとする配慮から中央銀行に直接市中金利を規制する権限を中央銀行法もしくはその他の法律により付与している事例が多く、これが後進国の場合の一つの特徴をなしている。なお米国の連邦準備制度理事会も預金金利規制の権限を付与されているがこ

れは過当競争防止のためであり、以上の国々とはその性格を異にしている点に留意すべきである。

まずフィリピンでは、中央銀行法第109条において同行理事会は、①銀行の預金およびその他の債務に支払われる利子の最高率、②利息法のでめる制限内において銀行の貸付およびその他の信用取引に課する利子の最高率、③各信用証書が中央銀行の再割引または貸付に適格である場合において銀行が顧客に課する利率と公定歩合との間の最高較差をそれぞれ決定しうると規定されており、またセイロンでは、中央銀行法規たるセイロン通貨法第103条により同行理事会は、商業銀行の預貸金の最高利率の決定につき随時命令しうることとなつている。

両国の場合その中央銀行法規は米国の連邦準備制度理事会の協力のもとに制定されたものといわれるが、市中金利規制権限の付与についてフィリピンでは、公定歩合政策など「中央銀行のその他の手段の行使が効果がないか、あるいは具合の悪いときにしばしば大きな価値を持つものである」（中央銀行法解説—フィリピン政府の要請に基き米国連邦準備制度理事会作成—）とし、またセイロンでは「後進国の中央銀行の経験は、元来中央銀行が先進国における場合よりも異なつた広範なる権限を必要とすることを明らかにしている」（1949年法制定時に国会に提出された中央銀行設置報告書）とし、いずれも中央銀行の公定歩合政策などの効果が制約されがちである後進国の弱点を補おうとする趣旨のものであることを明らかにしている。

またインド準備銀行の市中金利規制権限は、1949年銀行会社法の第21条の、準備銀行は銀行会社の貸出利率に関し指示を与えることができるという規定に基くものであり、貸出金利についてのみであるが、同法は土着貸金業者の存在、組織的な金融市場の欠除など信用調節上諸制約が存する同国の事情を考慮して、中央銀行の権限を強化し、直接金融機関を統制しうるように定められたものとされており、フィリピン、セイロン両国と

その趣旨を一つにする。パキスタンについては詳細は不明であるが、貸出金利規制の権限が銀行会社法に基き中央銀行に付与されており、これもおおむねインド同様の見地によるものと思われる。

このほか豪州では銀行法第39条の規定により、大蔵大臣の認可を得て連邦銀行は市中預貸金金利の統制を目的とする規則を定めうることとなっており、本規定は戦時の国家安全保証条例による市中金利規制権限が戦後も引続き必要であるとする労働党政府の見解のもとに、他の統制権限と一緒に銀行法に規定されたものとされている。

もつとも以上のフィリピン、セイロン、インド、パキスタンおよび豪州の諸国にあつても現在までのところこのような市中金利規制権限が現実に行使されたことはほとんどなく、市中金利はおおむね自主的に個々に決められている模様であり、豪州においては中央銀行と市中銀行との協定により預金貸出金利の最高限度ならびに貸出金利の平均は5½%以下とすることが定められているが、貸出金利についてはその範囲内で貸出先の重要度に応じて各銀行が適宜金利を付することが可能となつている。

最後に非常に特異な事例としてニュージーランドがあげられる。同国では戦前1941年までは市中の自主協定により金利が定められていたが、その後戦時の緊急措置として市中と大蔵大臣との協定により貸出の最高最低レートが決められ、この措置は戦後も政府の低金利政策から引続き実施されていた。ところが1951年以降規制外の資本市場における金利が漸次上昇しはじめ従来のやり方が実情に即しなくなつたため、1956年に至り新たに貸出平均金利を協定することに改められ、そのほか不急不要産業もしくは貸出限度額（同国では現在も融資規制が行なわれ、取引先ごとに限度が設けられている）以上に達する貸出には7%ないし7½%の高金利を課するように要請された。このようにニュージーランドにおいては次第に緩和されてはいるものの現在なお政府自身が市中金利を規制しており、この点他国に類をみない方式であると

ともに、さらにその際中央銀行の意向を反映する仕組みが全くみられないことはきわめて異例なことというべく、これは同国における最大の借り手が政府であるという点にその主たる原因があるとみられている。

なお預金金利は銀行協会により貸出金利とマッチした水準に定められているが、上記のような関係で公定歩合が預貸金金利を左右することはなく、両者に格別密接な関係はない模様である。

5. む す び

以上世界各国の市中金利規制方式を概観してきたが、ニュージーランドの特異な例外を除くと、国により若干のニューアンスの相違はあるが、これを①法的規制の全く行なわれていない自主決定の型（英国、スイス、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド）、②金利の最高限度のみがほぼ固定的に規制され、実際の金利はそのわく内で自由に変動する型（米国、カナダ）、③欧州主要国にみられるようになんらかの機関が規制権限を有しているが、実際には市中協定が基本となり、ないしはこれをいわばオーソライズするような型（西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ノルウェー）、④後進国のように中央銀行に規制権限が付与されている型（フィリピン、セイロン、インド、パキスタン、豪州）など大体四つの類型に分けることができる。

そしてこれらの諸国の事例を通じていふことは、まず第1に価格統制的ないわゆる「政策的見地」に基き金利規制が行なわれているのはニュージーランドの例外を除いて全く見当らず、市中の自主性が極力尊重されていることである。もともと西欧における市中の自主協定は、過当競争自粛のため銀行間で預金金利の最高、貸出金利の最低を定めている事例が多いが、法的に市中金利の規制が行なわれている場合もその趣旨は主として過当競争の防止、銀行経営の健全性の擁護、これと独禁法的な見地のからみ合いは利息制限法的な見地によるものである。したがって実際の

規制に当つては、市中の自主協定などを尊重し法権限の行使を極力避けるか、西ドイツのように金利規制が、実質的には市中の協定を承認する形で行なわれる事例ないしは米国の貸出金利のように最高限度が固定的に定められている事例のみであり、いずれの場合においても法の関与は最小限にとどめられ、具体的な金利ないし金利水準を法規制の対象とするような金利統制的色彩は全く見受けられない。

第2に、したがつて金利のパラメーター機能が法規制によつて阻害されるような事例はなく、市中金利は、規制の有無にかかわらず資金の需給状況を敏感に映じて弾力的に変更され、金融緩慢時には金利の低下が、また金融逼迫時には金利の上昇がおのずと生じ、資金の需給が調整される仕組みとなつている。また金額の多寡、期間の長短、顧客の信用度などそれぞれ取引の性質に応じて各種各様の金利が自主協定ないし法規制のもとに幅広く定められうることになつている点も大きな特徴といえよう。

その第3は、市中金利の法的規制が行なわれている場合において、中央銀行の意思が十分反映されるような仕組みとなつていることである。中央銀行が直接規制権限を有している場合は当然であるが、西欧のように銀行監督のための公的な機関が有している場合にあつても、中央銀行の同意を得なければならぬ旨法文上明記するか（西ドイツ、ベルギー、ノルウェー）、もしくは中央銀行がその事務局となり、総裁が該機関の会合に出席する（フランス、イタリア）などして実質的に中央銀行の意向が反映されるようになっており、一

国の通貨当局としての中央銀行の立場が十分に考慮されている。

第4に、とくに強調すべき点として市中金利の決定変更が公定歩合と密接な関連のもとになされていることがあげられる。この点について注目されるのは市中金利の自主決定の慣行や法的規制が行なわれているような場合において、とくに貸出金利については公定歩合プラス α をもつてその最高限度ないし最低限度を定め、公定歩合と市中金利を結びつけることにより中央銀行の金利政策が阻害されることのないような仕組みとなつている事例が多いことであるが（英国、西ドイツ、フランス、イタリアなど）、とくにこのような方式をとらない場合においても、前記のように中央銀行の立場が十分尊重されているのみならず金利本来の性格を認識した弾力的な規制方式ないし自主協定が行なわれている結果、市中金利の変動が公定歩合と関連を欠くような事例は見当らない。両者がそれほど関連していない例外は後進諸国であるが、これらの諸国において中央銀行に市中金利規制の権限を付与することにより、このような市場メカニズムの欠除を補完し、中央銀行の金利政策を強化する方式がとられていることはさきに述べた通りである。

翻つて現在のわが国の金利規制方式をみると、これらの諸点において諸外国のそれとはかなり異なつたものとなつており、今後その正常化を進めるに当つて、わが国の実情に即したものとすることは当然ながら、これら他国の例を参酌しつつ金利本来の機能を活かすようとくに慎重な検討をなすことが望まれる。